

令和4年度 定期監査（県立病院局）

1 監査の概要

(1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した令和4年度の定期監査

(2) 監査の対象

令和3年度における経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行

(3) 監査の実施

6機関について、令和4年5月から同年7月まで実施した。

なお、実施機関及び実施時期は、別表のとおりである。

(参考)

区 分	本 庁 (課)	出 先 機 関 (病院)	計
県立病院局	1	5	6

(4) 監査の主眼及び重点監査事項等

監査に当たっては、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費及び委託料を重点監査科目として定め、厳正な監査を実施するとともに、併せて支出事務については、需用費及び役務費について、債権者（支払の相手方）に対する外部確認調査を行い、支出に係る会計処理の適正な執行を図るため監査の充実に努めた。

2 監査の結果

(1) 結果の概要

監査を実施した6機関の経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行については、3機関においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の3機関においては、指摘事項はなかったものの次のとおり是正又は改善を要する5件の文書注意事項があった。

今後とも事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

指 摘 事 項 （法令、規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの）
該当なし

文書注意事項 （指摘事項に至らない事項で、更なる的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの）
5件

(2) 監査結果の報告及び公表並びに講じた措置の状況

区 分	監 査 結 果	措 置 の 通 知
県立病院局	報告：令和4年10月5日 公表：令和4年10月11日	報告：令和5年1月30日 公表：令和5年3月17日

(3) 監査の結果

文書注意事項

機 関 名	事項の内容	講じた措置の内容
県立病院局		
県立病院課	医業未収金は県全体で8,161万余円で、前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。	<p>1 債権回収対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 診療費の未納により生じた未収債権については、「鹿児島県立病院事業未収金対策要領」に基づきその解消に努めるとともに、発生原因を分析し、発生防止に努めている。 各病院においては、入院患者に対し診療費の事前通告を行う等、新規発生未然防止を図るとともに、毎年度、回収目標額や具体的な電話・文書による催告、戸別訪問の実施方法等を定めた「未収金回収計画」を策定し、当該計画に基づき未収金の回収を行っている。 事業管理者・各病院院長を中心に構成する「経営会議」において、四半期毎に目標管理システムにより未収金の発生・回収状況の管理を行うなど、経営陣を含めた債権管理を行っている。
大島病院	医業未収金は3,896万余円で、前年度より増加（収入歩合は改善）し、多額となっている。	<p>1 債権回収対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 未収金情報の院内共有の徹底化等の取組を行い、面接が必要な未納者が来院した際の経営課職員の面接に漏れないように努めている。 経営課職員による訪問督促を行い、未納者に対して未収金の回収や納入指導を行った。
	平成31年3月末合計残高試算表の預り金（診療費）勘定について、検証が完了しておらず、残高明細が不明でその実在性や妥当性が確認できない状況にある。	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の証拠書類や補助簿等と照合し、適正化を図った。文書廃棄等により解明に至らなかったものについては、医業外収益として受入処理を行った。 振替処理や返金処理の漏れを防止するため、補助簿等について診療報酬請求担当職員及び経営課職員双方において確認する体制とした。 毎月、補助簿と合計残高試算表を照合し、補助簿の内容確認を随時行うこととした。
始良病院	医業未収金は1,929万余円で、前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。	<p>1 債権回収対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月の経営安定化推進委員会において各部署と未収金額や支払状況等の情報共有を図り、地域医療連携室が主となって、各部署ごとに患者への支払い依頼や生活保護等の福祉情報の提供を行った。また、退院済み等の未納者が外来受診等で来院した際に、窓口で支払督促を行った。この他、外来受診のない退院者については、文書や電話などにより督促を行った。

機 関 名	事項の内容	講じた措置の内容
	<p>令和3年度と同様、医業未収金について、債権管理が適切でないものがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 経営課において、医療費が高額とならないよう、入院患者及び家族に対し入院手続きの際に限度額適用認定証の申請を指導した。 • 一括納入が困難な未納者については、退院前に分割での納入についての相談に応じ、早期完納について指導を行った。 <p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「鹿児島県立病院事業未収金対策実施要領」において定めのある、個人ごとの「未収金台帳」が整理されていなかったことから、過年度分について10月末までに、現年度分について11月末までに「未収金台帳」を整理した。 • 未収金台帳作成後、督促の可否について主治医に確認を行い、督促可能と判断された未納者や家族等に対し、文書や電話、個別訪問による督促を行った。また、外来診察時等に当事者等と面談を行い、分納を含め、督促を行った。

(別表) 実施機関及び実施時期

機	関 名	実施時期
県立病院局	県立病院課 県民健康プラザ鹿屋医療センター 大 島病院 始良病院 薩南病院 北薩病院	令和4年5月10日 ～ 7月29日

注 機関の県立病院の名称は、「県立」を省略して記載